

平成29年9月15日  
独立行政法人農林漁業信用基金  
総括理事 高野 浩文

## オープンカウンター公告

### 1 調達件名 平成28事業年度業務統計年報（漁業信用保険業務）の印刷・製本一式

### 2 仕様書の設置場所及び交付方法

仕様書等は、次の方法により閲覧及び交付を行う。

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金漁業管理・融資室審査課（東京都千代田区内神田1-1-12コープビル11階）での閲覧及び交付

(2) 電子メールによる交付

電子メールによる仕様書の送付を希望する場合は、調達件名、会社名、全省庁統一資格の業者コード（申請中の場合はその旨記入）、担当者名、担当者連絡先電話番号及び担当者連絡先メールアドレスを必ずテキスト形式により記入の上、  
g\_shinsa@jaffic.go.jp宛て送信すること。

※ 電子メールの件名は「平成28事業年度業務統計年報（漁業信用保険業務）の印刷・製本一式」仕様書の送付依頼」とすること。

### 3 オープンカウンター方式の参加資格

(1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 平成29年9月29日（金）現在において、平成28・29・30年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「物品の製造」又は「物品の販売」における営業品目「フォーム印刷」、「その他印刷類」又は「その他」のいずれかの「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

（参考） <https://www.chotatujo.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

(3) オープンカウンター方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

#### 4 仕様説明会 無し

#### 5 仕様書等に対する質問 ※仕様書受領者に限る。

(1) この仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出をすること。

① 受領期間 平成29年9月15日（金）から9月22日（金）17時まで  
持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日10時から12時まで及び13時から17時までとする。

② 提出場所 独立行政法人農林漁業信用基金漁業管理・融資室審査課（東京都千代田区内神田1-1-12コープビル11階）

③ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAX（03-3294-5475）により提出すること。（上記5（1）①の期間内に必着のこと。）

なお、電子メールによる提出の場合は、必ずテキスト形式により記入の上、g\_shinsa@jaffic.go.jp宛て送信すること。

(2) 上記5（1）の質問に対する回答は、下記9の担当部署から電子メール又はFAXにより仕様書受領者全員に通知する。

○ 平成29年9月26日（火）を予定

#### 6 見積書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

平成29年9月29日（金）17時まで

(2) 提出場所

独立行政法人農林漁業信用基金漁業管理・融資室審査課（東京都千代田区内神田1-1-12コープビル11階）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 電子メール及びFAXによる見積書の提出は不可とする。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表面に

「平成29年9月15日付けオープンカウンター公告 件名:平成28事業年度業務統計年報(漁業信用保険業務)の印刷・製本一式」及び「会社名」を記入すること。

ただし、その提出期限は上記6(1)までとし、同時刻までに到着しないものは無効とする。

#### (4) 提出書類

- ① 見積書
- ② 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し
- ③ 誓約書(別紙)
- ④ 連絡担当者の名刺

なお、見積書の様式は自社の見積書(任意様式)によることとし、以下の事項を必ず記載すること。

ア 調達件名

イ 日付(提出日とし、上記(1)の提出期限内であること。)

ウ 金額(消費税を除く金額)

エ 金額の内訳(見積書に記載できない場合は、別紙として添付すること。)

### 7 見積合せの日時及び場所等

#### (1) 日時

平成29年9月29日(金) 17時00分以降

#### (2) 場所

独立行政法人農林漁業信用基金漁業管理・融資室審査課

なお、見積合せは非公開として、結果については契約の相手方決定後速やかに電子メール又はFAXにより参加者全員に通知する。

#### (3) 契約予定者の決定方法

予定価格の制限範囲内で、最低の価格をもって見積書を提出した者を契約予定者として決定する。

### 8 契約書等の提出の要否

次の項目を記載した請書の提出を必要とする。

- ア 受注者名及び注文者名、両者の住所及び連絡先
- イ 注文した日及び納期日
- ウ 注文内容（品名、数量、金額）及び納品場所等

9 調達内容等の担当部署

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金漁業管理・融資室審査課

電話 03-3294-5473

Fax 03-3294-5475

Mail g\_shinsa@jaffic.go.jp

(別紙)

# 誓約書

平成29年9月 日

独立行政法人農林漁業信用基金  
総括理事 高野 浩文 殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

調達件名：平成28事業年度業務統計年報（漁業信用保険業務）の印刷・製本一式に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

## 記

- 1 弊社は本件仕様書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制で業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。(裏面参照)
- 3 見積書提出期限の日現在において、有効な各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(以下「全省庁統一資格」という。)を有しており、本件公告3(2)に記載した業種及び等級の認定を受けていること。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人農林漁業信用基金が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知した上で参加したこと。

(裏面)

独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第10条 契約担当役等は、特別の理由がある場合を除き、次の各号の一に該当する者を一般競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団及び個人をいう)又はその関係者と認められる者

2 契約担当役等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、特別の理由がある場合を除き、その事実があった後2年間一般競争に参加させることができない。

また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- (8) 商法(明治32年法律第48号)その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 契約担当役等は、各省各庁から指名停止等を受けている者を一般競争に参加させることができない。